

宇治浄水場脱水汚泥処分委託仕様書

本仕様書は、京都府営水道事務所宇治浄水場の浄水処理過程で発生する浄水汚泥を処分する業務委託について定めたものである。

第1条 業務委託内容

- 1 業務委託する対象品目（汚泥形態）
浄水汚泥（脱水したもの。以下「浄水汚泥」という。）
- 2 契約期間及び委託予定期間
 - (1) 契約期間 契約締結日から令和7年6月30日まで
 - (2) 委託予定期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで
委託予定期間とは、契約期間の内、実際に業務を委託する予定期間のことをいう。なお、委託予定期間は、変更することがある。
- 3 処分予定数量
委託予定期間内に処分委託する予定数量は、次のとおりである。
500トン（令和6年度：375トン 令和7年度：125トン）
なお、当該数量は、第1項に示す汚泥形態での量である。また、見込量であるため必ずしも全量を保証するものではない。
- 4 収集場所（浄水汚泥積込場所）
京都府営水道事務所宇治浄水場（宇治市宇治下居地内）
- 5 収集・運搬者
当該業務を受託した収集・運搬業者
なお、業者間で十分協議し協力して業務を実施すること。

第2条 契約履行に関する条件

受託者は、第1条に示す業務を履行するにあたり、次の条件を満たさなければならない。

- 1 搬入について
 - (1) 搬入車両については、次の仕様としているので了解し、搬入を認めること。
 - ア 呼称10トン車以上の車両
なお、呼称10トン車とは、最大積載重量10トン前後の車両をいう。
 - イ コンテナ又はダンプトラック仕様
 - ウ ダンプが可能
 - (2) 搬入日時は、原則、深夜早朝を除く月曜日から金曜日とする。

なお、緊急時や収集時間、交通事情等で搬入車両が搬入日時以外に到着した場合は、法令及び近隣関係者との協定等に支障がない限り、搬入日時調整のため処分先敷地内に搬入車両の待機場所を提供するなど可能な限り協力すること。

(3) 搬入日時及び1日又は1箇月当たりの搬入回数

詳細は、第1条第3項で示す処分予定数量、指示時点での浄水処理状況、その他受託者の処分状況、収集・運搬者の収集・運搬能力、収集・運搬者の意見等々から総合的に判断して、別途監督職員が月間搬出計画書等で指示する。

(4) 事前協議をすれば、(2) 以外による搬入受入も可能とする。

なお、緊急時等は、事前協議なしに(2) 以外による搬入受入の指示をする場合がある。この場合は、処分地周辺の関係者との協定等で調整が必要等やむを得ない場合を除き受入すること。

2 受入条件明示

(1) 受託者は、本仕様書で示す条件の範囲内で処分地周辺の関係者との協定等で浄水汚泥受入に関する条件があれば速やかに書面で明示すること。

(2) 処分設備の計画的な点検等で処分や搬入受入出来ない時期（以下「受入休止期間」という。）があれば事前に受入休止期間（日時）と休止理由を書面で届出ること。なお、届出内容が合理的でないと判断した場合は、契約解除することがある。

3 受入にあたっての協議・調整

(1) 第2項(2)の届出をした場合は、契約締結後すみやかに、その他受託者及び京都府営水道事務所宇治浄水場担当者の3者で受入休止期間が重ならないように調整すること。

(2) (1)に示す調整の結果、受入休止期間が重なった場合は、原則、受託者の責任で再委託先確保するなどして処理処分や搬入受入に支障がないように調整すること。

(3) (2)に示す調整が不可能な場合は、協議の上、第1項(3)で示す指示をしない又は変更契約をする。受託者は協議において変更契約を拒否することが出来る。なお、変更契約締結を拒否した場合は、今後の入札に関して不利益を与えないが、当該処分業務委託契約を解除する場合がある。

第3条 法令等遵守事項

受託者は、以下の法令等を遵守し不法行為を行ってはならない。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）
- 2 処分先自治体の条例も含む関係法令
- 3 その他関係法令

第4条 その他注意事項

- 1 受託者は、近隣関係者とトラブルが生じないよう十分注意し、処理処分に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合、すみやかに自らの責任で対処しなければならない。
- 2 業務実施に当たっては、別途契約している関係業務受託者と十分協議し協力すること。
特に、搬入の予定時間については十分に調整を行い、運搬ルート of 交通事情等で予定時間が遅延すると収集・運搬者から連絡があった場合は、臨機応変に対応すること。
- 3 受託者の処理施設（焼却設備等）の故障等で、受託している処分業務が一時的に不可能となる等緊急時には、原則、受託者が再委託するなどして受託している業務を行うように努めること。
なお、緊急時には、委託者も事前に指示した処分浄水汚泥量を変更するなどの調整をするが、協議の上の契約変更又は契約解除をする場合もあるので注意すること。

第5条 提出書類

- 1 契約時に提出する書類
 - (1) 廃掃法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (2) 浄水汚泥搬入に当たっての地元等との協定（開示できない場合は、協議すること。）
- 2 委託料請求時に提出する書類
 - (1) 実績報告書
 - (2) 請求書
 - (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票（再生等の最終処分を行う場合はE票）の写し

第6条 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者間で協議の上、監督職員が指示する。